

<p><b>2. 事業の目的と概要</b></p> <p>(1) 事業概要</p>	<p>ウガンダ国ワキソ県北部の4協同組合の物理的な環境を整備し、役職員を含む組合員の能力強化を通して組合が自立して事業を運営できるようになり、組合員および家族の収入を向上させる。具体的には組合事務所棟やトウモロコシ製粉場の建設、農業機械の導入、良質の種子の導入を行い組合員の生産性の向上および生産物への付加価値を付け収入を向上させる。経済的な理由で組合に加入できない最貧層の住民に対し加入を促進する制度を導入し、裨益を図る。また組合役員に対して組合のガバナンス、会計、セールス、マーケティングなどの研修を実施し組合が円滑に運営できるように能力強化を図る。非識字の組合員に対し、成人機能的識字研修を実施し、研修で得た知識の活用や健全な家計の運営ができるようとする。</p> <p>Enhance physical and mental capacity of 4 cooperatives in Wakiso District, Uganda, enabling them to run their own projects to improve income of their members by equipping them with co-op offices, maize mills, agricultural machines as well as giving them skills training such as co-op governance, accounting, sales, marketing, and Adult Functional Literacy (AFL) training.</p>
<p>(2) 事業の必要性（背景）</p>	<p><b>1. 事業地の現状と開発ニーズ</b></p> <p>ウガンダ国の人囗は4,149万人（2016年世銀）で1人当たりGNIは\$630（世銀2016）と世界の最貧国の1つである。本事業の対象地区は90%の世帯が農業に従事している。当会が2012年1～2月に対象地区で実施した調査によると、世帯の72.5%の所得が月10万UGX（2012年2月時のレート\$1=2,300UGXで約43ドル）以下の収入である。ワキソ県が所在するウガンダ中部（首都カンパラを除く）の農村部の平均月間所得額である336,800UGX（Uganda National Household Survey 2009/2010）と比較しても貧しい。</p> <p><b>2. 事業の効果を上げるために協同組合の運営体制を強化する必要性</b></p> <p>本会は2001年より対象地区で地域開発事業を開始。2013年には1地区に1つの多目的協同組合の設立、政府機関への登録を支援した。同地区農家の低収入の要因として、①貯蓄・融資の機会がなく、良質な種子、肥料、農機具への投資ができず生産性があげられない、②新品種や農業技術の情報不足、③貯蔵や加工設備へのアクセスが限られるため付加価値が付けられない、④個別農家では生産量が少ないため市場へのアクセスが限られることがある。協同組合となり金融サービスや地方行政情報へのアクセスは改善された。</p> <p>1年次の恒久的な建物の建設により、地元住民の組合への信頼度が高まり加入者が増えている。組合員の意欲も高まり、自己資金による養鶏などの事業を始めている。経費が支払えず組合に加入していない最貧層の住民への支援計画もスタートした。</p> <p>しかし組合役職員の運営能力がまだ不足しており、当会の援助（出納係など職員の給料一部補助、非常勤職員を派遣しての融資審査、常勤職員による会計監督）なしではまだ組合組織や事業の運営が困難で課題となっている。</p> <p>2年次に農業の機械化により生産性を高め、トウモロコシ加工による付加価値をつけた農産品を販売し、実地訓練を含めた組合役員・組合員の能力強化を継続し、収益を上げ組織を運営できるようにすることが必要</p>

	<p>である。これにより同地区の農業の生産性が向上し、組合員の所得も向上する。</p> <p>本事業の裨益人口は下記のとおり</p> <p><b>2年次終了時</b></p> <p>直接裨益者：7,600人（内訳：組合員950人とその家族）</p> <p>間接裨益者：16,000人（内訳：組合のトラクターや製粉サービスを利用する地域住民）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 本事業は、SDGsの目標1.1および目標2.4に合致している。</li> <li>●外務省の国別開発協力方針との関連性 ウガンダ国別援助方針の重点課題の一つである「農村部の所得向上」に合致している。</li> <li>●「TICAD VIにおける我が国取組」との関連性 TICAD VIにおける我が国取組、「経済の多角化・産業化の【生産性向上・付加価値向上】」を、農業技術の強化による生産性の向上、人材育成、および農産物加工により付加価値をつけることで促進するものである。</li> </ul>
(3) 上位目標	ワキソ県北部ナッケデ区、トゥンバリ／ルウェンウェデ区、ルグジ区、カブンバ区において協同組合の活動を通じ同地区住民の生活状況が改善される。
(4) プロジェクト目標	協同組合の施設・機材の整備と組合員数の増加に伴い、組合活動の理解促進が高まることにより、組合員の収入が向上する。
(5) 活動内容	<p><b>第1年次（これまでに実施済の事業）</b></p> <p><b>1. 協同組合の物理的環境整備の成果</b></p> <p>1.1 恒久的な組合センター4カ所の建設で組合の運営体制基盤となる物理的環境が改善され、組合に対する地域住民の信頼度や知名度が高まり、組合員総数は事業開始前の674人（2017年10月）から850人（2018年6月）に増加した。内訳はナッケデ227人、カブンバ198人、ルグジ205人、トゥンバリ・ルウェンウェデ222人で初年度の指標（合計800人）を達成した。また昨年のルグジに続きナッケデ、カブンバ、トゥンバリ・ルウェンウェデの3組合が6月18日付で政府から永久登録証（Permanent Registration）を取得した。昨年3組合が永久登録を却下された理由の1つは組合員数が少ないとあったので、これはN連事業の成果と言える。</p> <p>1.2 全組合共通の最貧層住民の定義を決め、対象者リスト合計100名分作成、組合加入時必要経費の支払い猶予制度<sup>*1</sup>についての説明を対象者に行っている。しかし対象者は再度勧誘されることを待っているとの理由で加入は4月末現在まだ22人でフォローが必要である。<sup>*1</sup>本来は組合加入時に組合員費や出資金の支払い、一定額を組合に貯金することが必要とされる。この支払に対し猶予期間を設け、組合員のみ参加できる収益事業（トウモロコシ栽培、養鶏など）で収益が出た際に、事業対象者に支払われる収益から加入時に必要な額を天引きする制度。</p> <p><b>2. 組合役職員・組合役員の能力強化</b></p> <p>2.1 各組合は3月に年次総会を開催、年間事業計画を作成し、一部の組合は養鶏などの収益事業を自己資金で開始した。また全組合が当会より借り入れているセンターの敷地購入代金の返済計画を探査した。</p> <p>2.2 各組合役員に対しリーダーシップ・ガバナンス研修を実施した。各</p>

役員それぞれの役割が明確に認識され、また関連する法規についての知識を得られた。

## 第2年次

### 1. 協同組合の物理的環境整備

1.1 トウモロコシ製粉所 1 棟を組合敷地（計 4 カ所）に建設。製粉機（計 4 ユニット）等備品を購入・設置する。当団体職員が定期的に工事および備品配送・設置のモニタリングを行う。組合員および非組合員の生産物を有料で加工する事業を開始。組合員の加工品（<sup>\*2</sup> トウモロコシふすま、<sup>\*3</sup> トウモロコシ粉）は組合を通し販売する。<sup>\*2</sup> 家畜飼料、<sup>\*3</sup> 主食の 1 つウガリの材料

1.2 最貧層の住民への組合加入時必要経費の支払い猶予制度<sup>\*1</sup> を継続。

1.3 トラクター 4 台購入、組合の資産とし、土地耕作・収穫物運搬サービスを有料で提供する。上記の目的で使用していない時にエンジンを製粉機の動力源として使用する。

1.4 良質のトウモロコシ・豆類の種子を購入しクレジット<sup>\*4</sup> で組合員に提供する。<sup>\*4</sup> 組合員は収穫後に割引価格で種子代金を組合に支払う。組合はそれを支払った組合員の出資金に加算する。

1.5 カブンバ地区協同組合に雨水集積装置を設置する。<sup>\*</sup>カブンバ地区のみ地方自治体からの建物使用許可に必要なため 2 年次に前倒しで建設。

### 2. 組合役職員・組合員の能力強化

2.1 4 組合役職員各 25 人（合計 100 人。詳細は補足説明を参照）にリーダーシップ、ガバナンス、計画立案、資源動員\*研修各 1 回、プロジェクト管理・基礎的会計研修各 1 回、販売、マーケティングの研修各 1 回（合計 7 つの研修）を実施する。

\* 内部（組合員）・外部（政府機関等）からの資金やサービスの調達、事業達成に向けての人員动员。

2.2 ビジネス経験者による役職員への下記の実務訓練（4 カ月間）

2.2.1 組合役職員各 5 人に財務運営、会計記録・保管、予算管理、融資管理

2.2.2 機材・設備管理者各 4 人：トラクター、製粉機、組合サービス提供

2.3 各組合で役員含む組合員 25 人にトウモロコシ・豆類の栽培技術研修 1 回、農業資材使用法の研修 1 回を実施する。

2.4 組合員 390 人に対し現地語による成人機能的識字研修（新規加入者対象＋フォローアップ）を実施（各組合において週 1 回 4 カ月間で 16 回、4 組合合計 64 回）詳細は補足説明を参照。

2.5 組合員、役員、村長計 100 人を対象に政府運営の Uganda Industrial Research Institute 【UIRI】 および Namunkekera Rural Industrial Centre 【NRIC】 などのモデル農場を訪問し食品加工やメイズ栽培他の研修を受講する。（1 回目と 2 回目は別の参加者で、参加後に他の組合員を指導）。

2.6 組合合同会議を年 1 回開催し組合役職員計 100 人が参加。政府関係者がファシリテーターやリソースパーソンとして参加し、参加者の経験共有を促し、政府の開発プログラム等についての情報を提供する。

2.7 事業関連データの収集と分析、モニタリング（収入創出活動の立案と実施にあたり、基礎データの収集とモニタリングを実施）

	<p><b>第3年次</b></p> <p><b>1. 組合の物理的環境整備</b></p> <p>1.1 太陽光発電設備、雨水集積設置を組合センター建物に設置、パソコン等オフィス機器を導入。</p> <p>1.2 トレーラーモーターサイクル（バイクにリヤカーを取り付けた物）を各組合 1 台購入、効率の良い農産物運搬サービスを開始</p> <p>1.3 良質のトウモロコシ・豆類の種子を購入し、クレジットで組合員に提供。支払いは組合員の出資金に加算する。</p> <p>1.4 最貧層の住民への組合加入時必要経費の支払い猶予制度を継続。</p> <p>1.5 組合を通しての組合員の農産物販売を強化する。</p> <p><b>2. 組合役職員・組合員の能力強化</b></p> <p>2.1 第2年次に実施した役職員、組合員への研修のフォローアップ研修。</p> <p>2.1.1 リーダーシップ、ガバナンス、計画立案、資源動員*研修各 1 回、プロジェクト管理・基礎的会計研修各 1 回、販売、マーケティングの研修各 1 回</p> <p>2.1.2 各組合で役員含む組合員 25 人にトウモロコシ・豆類の栽培技術研修を 1 回実施する。</p> <p>2.1.3 ビジネス経験者による役職員への下記の実務訓練（4 カ月間）</p> <p>2.1.3a 組合役職員各 5 人に財務運営、会計記録・保管、予算管理、融資管理</p> <p>2.1.3b 機材・設備管理者各 4 人：トラクター、製粉機、組合サービス提供</p> <p>2.2 各組合役職員にパソコンの実地研修を 1 カ月実施する。</p> <p>2.3 組合員 460 人にに対し現地語の成人機能的識字研修（新規加入者＋フォローアップ）を実施（各組合において週 1 回 4 カ月間で 16 回、4 組合合計 64 回）</p> <p>2.4 組合員、役員、村長計 100 人を対象にモデル農場訪問を 2 回実施する（1 回目と 2 回目は別の参加者で、参加後に他の組合員を指導）。</p> <p>2.5 組合合同会議を年 1 回開催し組合役職員計 100 人が参加。政府関係者がファシリテーターやリソースパーソンとして参加し、参加者の経験共有を促し、政府の開発プログラム等についての情報を提供する。</p> <hr/> <p>本事業の裨益人口は下記のとおり</p> <p>2 年次終了時</p> <p>直接裨益者：7,600 人（内訳：組合員 950 人とその家族）</p> <p>間接裨益者：16,000 人（内訳：組合のトラクターや製粉サービスを利用する地域住民）</p>
<p><b>(6) 期待される成果と成果を測る指標</b></p>	<p><b>第2年次</b></p> <p><b>成果 1:</b>組合が安定した収入を得るための基盤が整備される。（基盤とは施設、機材、組合員数を指す。）</p> <p><b>指標:</b>各組合にトラクター 1 台を購入、トウモロコシ製粉所 1 力所が設置されている。カブンバ協同組合には雨水集積装置が設置されている。総組合員数が 950 人以上（その内最貧層の住民が 400 人以上）になる。</p> <p><b>確認方法:</b>現地視察、決算書類、組合員名簿</p> <p><b>成果 2:</b>組合役職員の組合運営管理能力が向上する。</p> <p><b>指標:</b>組合の組織運営体制が確立され、執行役員会のもとに各種小委員会が設置されている。組合関連法規や規約に基づき組織や事業を運営し</p>

	<p>いくためのガイドラインが作成されている。年間事業計画の進捗状況がモニタリングされ必要に応じて修正されている。地方自治体等政府機関の助成金を少なくとも年間1つ獲得している。</p> <p><b>確認方法:</b>組合組織図、年間事業計画書、事業管理委員会報告書、会計ガイドライン、人事規程等、決算書類</p> <p><b>成果3</b> 組合員が収入向上につながるスキルを身に着けている。</p> <p><b>指標:</b>識字研修参加者 60%が文字の読み書き、基本的な計算の試験に合格している。組合員対象に実施された各種研修で身に着けたスキルを研修参加者の 70%が実施している。組合の収入向上活動を通して組合員が得る総収入が 144,000,000UGX(約 US\$38,050.-)以上になる。</p> <p><b>確認方法:</b>試験の成績など識字研修の記録、参加者の家計の記録、事業管理委員会報告書、組合員へのインタビュー</p> <p><b>第3年次</b></p> <p><b>成果1:</b>組合が安定した収入を得て効率よく運営されるために必要な基盤が整備される。</p> <p><b>指標:</b>各組合センターに太陽光発電装置1セット、雨水集積装置1セットが設置され、トレーラーモーター サイクル1台、パソコンなどの事務機器が整備されている。雨水利用により水購入経費が各組合で 40%削減される。総組合員数が 1150 人以上(内最貧層の住民が 600 人)に達している。</p> <p><b>確認方法:</b>現地視察、会計記録、組合員名簿、決算書類</p> <p><b>成果2</b>組合役職員の組合運営管理能力が向上する</p> <p><b>指標:</b>設置された組合組織体制が機能し、作成されたガイドラインに基づいて組合の組織運営、事業運営が行われている。年間事業計画の進捗状況がモニタリングされ必要に応じて修正されている。地方自治体等政府機関の助成金を少なくとも年間1つ獲得している。</p> <p><b>確認方法:</b> 年間事業計画書、年間事業報告書、決算書類、</p> <p><b>成果3</b> 組合員が収入向上につながるスキルを身に着けている。</p> <p><b>指標:</b>識字研修参加者 80%が文字の読み書き、基本的な計算の試験に合格している。組合員対象に実施された各種研修で身に着けたスキルを研修参加者の 80%が実施している。組合を通して得る組合員の総収入が 350,000,000UGX になる。</p> <p><b>確認方法:</b>試験の成績など識字研修の記録、参加者の家計の記録、事業管理委員会報告書、組合員へのインタビュー</p>
(7) 持続発展性	<ol style="list-style-type: none"> <li>組合名義で土地を取得しており地主に土地を売られる心配がない。</li> <li>土地、建築物、各種設備・備品は組合資産として登記し、組合役職員が管理・運営する。</li> <li>恒久的な組合センター建設および通商産業協同組合省から永久登録を取得したことにより地域住民の組合に対する信頼度が高まり、組合員数が増加しており安定的に運営できる。</li> <li>最貧層住民の参加を促す制度を導入し、組合員数が増加している。</li> <li>組合が安定した収入を得て効率よく運営されるために必要な基盤(組合センター、トラクター、製粉所、太陽光発電装置、トレーラーモーター サイクル、雨水集積装置)が整備される。</li> <li>各種研修および第 2 ~ 3 年次に実施する実務家を派遣しての実地訓</li> </ol>

練により組合役職員の事業立案・運営マーケティング、財務、予算管理などの組織運営能力が強化される。マイクロファイナンスサポートセンター（MSC、政府機関）やウガンダ協同組合連合（UCA）などの援助スキームを活用できるようになる。

7. 組合が安定した収入を得て効率よく運営するために必要な基盤の整備とそれを生かす能力強化というハードとソフトの組み合わせのプログラムである。

8. HFW ウガンダ支部は事業対象となる協同組合と共に、ワキソ県と覚書を結んで協力関係を築いている。特に関連するのは主席行政官（The Chief Admin Officer）、商務担当官（District Commercial Officer）、生産部長（District Production Officer）である。県以外の地方自治体においても各準郡、（sub county）、町、区、村、などの地方自治体の長と協力関係を結んでおり、県と合わせて技術的（新品種の種苗・農業技術

の情報提供や研修等）・財政的（各種助成金等）サポートを受けやすくしている。

8. HFW 支部職員は事業終了後 3 年間、組合の運営状況をモニタリングし、必要に応じて助言する。

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)